

平成 23 年度東日本大震災第 2 回仙台市災害義援金配分委員会議事概要

- 1 日 時 平成 23 年 6 月 29 日（水）14：00～
- 2 場 所 本庁舎 2 階第 2 委員会室
- 3 出 席 阿部重樹委員長，大場光昭副委員長，庄司健治委員，花島伸行委員，
阿部俊昭委員，鈴木清隆委員，尾町雅文監事

○事務局 ただいまより開催する。本日の委員会はお手元の資料の次第に基づき進行していく。会議開催前に配布資料を確認させていただく。

（配布資料の説明・確認）

（傍聴者への注意事項等の説明）

○事務局 委員長からご挨拶いただく。

（委員長挨拶）

○委員長 それでは議事に入る。まず始めに，報告事項として，①～④までについて事務局より説明いただきたい。

○事務局 まず，報告事項①，本市の被害状況について報告する。資料 1 を参照していただきたい。先ず，人的被害であるが，死者 704 名。行方不明者 45 名。負傷者，重傷者 274 名，軽症者 1,999 名となっている。カッコ内は，4 月 7 日余震によるものをうち数で表している。次に 6 月 26 日現在の住家被害であるが，全壊が 15,426 棟，大規模半壊が 7,413 棟，半壊が 16,349 棟，一部損壊が 25,804 棟となっている。次に宅地被害であるが，危険宅地が 794 戸，注意宅地が 1,310 戸となっている。宅地被害に関しての住家被害は未把握となっている。次に被害額概要であるが，住家・宅地被害額が約 1,600 億円。農林水産業関係全体の被害額が約 510 億円。その内訳であるが，農地・農業用機会等で約 500 億円の被害があり，漁業関係で約 8 億円の被害となっている。商工業関係の被害額であるが，有形固定資産並びに製品在庫等の被災状況から想定して，約 2,100 億円の被害となっている。以上が現段階での本市における被害状況であるが，今後更なる被害状況の精査により，数字が変動する可能性がある。

報告事項②，義援金の受付状況について報告する。資料 2 を参照していただきたい。日本赤十字社などいわゆる 4 団体に寄せられた義援金の総額は，前回 4 月 25 日時点では，約 1,813 億円だったが，6 月 27 日現在で，2,892 億 368 万 802 円となっている。このう

ち、宮城県を通しての本市への配分額が、74億2,766万円となっている。なお、4団体からは、これまで宮城県を通して11回の配分を受けている。また、宮城県災害対策本部に寄せられた義援金の総額は、前回約97億円だったが、6月24日現在で183億6,234万3,733円となっており、このうち本市への配分額が、6月27日現在で19億1,364万円となっている。宮城県災害対策本部からは、これまで5回の配分を受けている。また、仙台市災害対策本部には、前回約4億5千万円だったが、6月28日現在で6億1,918万7,246円が寄せられているところである。

報告事項③、4団体配分分と宮城県災害対策本部受付分の配分基準について報告する。資料3を参照していただきたい。先日、6月24日に開催された第3回宮城県災害義援金配分委員会で決定した宮城県2次配分を含めた金額を示させていただいている。まず、4団体配分分であるが、死亡・行方不明者のいる世帯には、一人につき合計100万円が支給される。その内訳は、4団体配分が85万円、県配分が15万円となっている。次に、住家被害に関する義援金配分であるが、全壊または全焼の世帯には一世帯につき100万円の義援金を配分する。内訳は4団体配分が85万円、県配分が15万円となっている。大規模半壊の世帯には、一世帯あたり75万円の義援金を配分する。内訳は、4団体配分が65万円、県配分が10万円となっている。半壊の世帯には、一世帯あたり50万円の義援金を配分する。内訳は、4団体が45万円、県配分が5万円となっている。住家被害義援金に対する申請者は世帯主となるが、被災された世帯の全員が死亡した場合は、遺族の方が申請者となる。

次に、県独自配分基準であるが、災害障害見舞金を支給された方には、一人につき10万円が支給される。また、今回の震災にてご両親を亡くされた児童には一世帯あたり50万円が支給される。なお、災害障害見舞金を支給された方と震災でご両親を失った児童の申請者については、仙台市から直接ご案内することとする。次に母子・父子世帯には、一世帯につき20万円が支給される。高齢・障害者施設に入所している要援護者には、一世帯につき10万円が支給される。なお、母子・父子世帯と高齢者・障害者施設に入所している要援護者の申請方法については現在その方法を検討している。

次に報告事項④これまでの災害及び東日本大震災における他都市の義援金の配分状況について報告する。資料4-1から4-3を参照されたい。まず、資料4-1は、阪神淡路大震災、新潟中越地震、能登半島地震と、近年起こった大規模災害時の義援金配分例である。また、資料4-2は、阪神淡路大震災に寄せられた義援金の配分基準と支給状況である。資料4-3は、大崎市・登米市・石巻市・名取市に寄せられた義援金配分基準である。仙台市としても、過去の大規模災害時の義援金の配分例や県内他都市の義援金配分基準を参照にしながら、仙台市の被害状況に見合った独自の義援金配分基準を示していきたい。詳しくは協議事項で述べていく。

○委員長 ただいまの事務局の報告についての質問等があればお願いしたい。

○委員長 なければ、協議事項①に移る。事務局の説明をいただきたい。

○事務局 前回、第1回仙台市災害義援金配分委員会では、仙台市独自の配分基準に重きを置いて検討すること、仙台市独自の配分基準を設定するには仙台市の被害状況を見極めること、4団体や県の義援金では光が当たらない障害者や高齢者などへの配慮の検討、市内沿岸地域の宅地や農地への義援金配分検討、以上のご意見を頂戴したと思われる。これらのご意見や仙台市の被害状況等を考慮し、仙台市としては、資料5-1にあるとおり、仙台市災害対策本部に寄せられた義援金について、県独自基準への上乗せ分や仙台市独自基準の義援金として配分していきたい。まず、震災により両親を亡くした児童については、県が既に独自義援金として50万円を配分しているが、仙台市では更にその上乗せ分として100万円を配分したい。仙台市で把握している人数から想定すると、その想定対象者は6名であり、予想所要額は600百万円である。次に震災によりいずれかの親を亡くした児童については、仙台市の独自基準として50万円を配分したい。その想定対象者は100名であり、5,000万円の予想所要額となる。想定対象人数は、本市で把握している人数からの想定である。

次に、住家に全壊もしくは大規模半壊の被害があり、かつ、要介護3・4・5の方を在宅介護されている世帯には、仙台市独自基準として、20万円を配分したい。想定対象者は、700名であり、予想所要額は1億4,000万円である。住宅に全壊もしくは大規模半壊の被害があり、重度障害者がいる世帯には、仙台市の独自基準として、20万円を配分したい。想定対象者は、身体・知的・精神障害者の合計1,180名で、予想所要額は2億3,600万円である。なお、重度障害者とは、身障手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持している方を対象としている。住宅に全壊もしくは大規模半壊の被害があり、平成23年度に小学校、中学校に入学者がいる世帯には、仙台市独自基準として、10万円を配分したい。想定対象者は小中学校生合計で1,080名であり、予想所要額は1億800万円である。住家被害に係る想定対象世帯数は、全48万世帯のうち、り災証明発行の状況から算定している。り災証明の発行件数は、今後も伸びていくものと予想されるが、現時点における想定対象の基準で配分を行った場合、合計所要額は5億4,000万円となり、これから現時点で仙台市に寄せられている義援金を差し引くと、約7,000万円の残額となる。なお、今回はあくまでも1次配分であり、今後も市に寄せられる義援金は増えると考えられる。2次配分については、後日改めてご審議いただきたい。

次に資料5-2の市に寄せられた意見等である。まず、住家被害の意見では、一部損壊世帯への一律支給や一部損壊被害があり住宅補修が高額となる高齢の低所得者への支援がある。しかし一方で、現時点での罹災証明の発行状況では、一部損壊は25,804棟と、全発行件数(64,992棟)の39.7%に上るといった問題点がある。次に農業被害世帯への支

給の意見である。農業世帯に関しては、被災農家で構成する復興組合等が営業再開に向け、作付けが困難となった農地の復旧作業を行う場合に支援金を支給し、組合が被災農家に活動内容に応じて支払う支援制度がある。また、今回の被害では農業はもとより、工業・商業などまだ被害全容が明らかではないくらい広範囲に及んでおり、特定の産業にのみ支給することは難しいと考えられる。産業への支援は融資制度の活用が様々であり、これを活用していただくことを想定している。次に宅地被害への支給であるが、敷地に被害が生じ、そのままにしておくと危険なため、その住宅をやむを得ず解体した世帯は、被災者生活再建支援制度で全壊扱いとなり、支援金を受取ることができる。この他、住宅金融支援機構の災害復興宅地融資や宅地防災工事資金融資をはじめ、仙台市宅地防災工事資金融資など、様々な融資制度があるため、これらを利用していただくことを想定している。最後に死亡・行方不明者の兄弟姉妹への支給についてである。これについては、受付4団体及び県に寄せられた義援金については、既に支給対象となっていること、また兄弟姉妹に対する災害弔慰金の支給について、議員立法により国会において審議され成立することがほぼ確実視されていることを踏まえ、新たな支給は不要と考えている。

以上で協議事項の説明を終わりとす。

- 委員長 ただいまの事務局からの説明についての質問等があればお願いしたい。
 - 委員 震災により両親を亡くした児童、また、いずれかの親を亡くした児童に直接義援金が配分されるように、成年後見人制度等の活用を図っていただくことが大事である。もっと周知を徹底していただくようお願いする。
 - 委員長 他にご意見等はあるか。
 - 委員 第1回の委員会における議論を踏まえており、市独自基準の設定により、4団体や県の義援金では光が当たらない障害者や高齢者などへの配慮している一方で、両親を失った児童への県の義援金に上乘せするなど、幅広く範囲を設定しているものと思われる。迅速性も求められることから、今回はこの案として、今後、2次配分の際に改めて1次配分の状況等を踏まえて検討していくということ。
 - 委員長 では、事務局案として決定してよろしいか。
- (特に異議はなし)
- 委員長 以上で仙台市災害義援金配分委員会を終了する。

○事務局 長時間にわたるご議論感謝する。次回開催は未定だが、委員の皆様には随時情報提供させていただく。改めて、事務局からご案内したい。なお、本日の議事録は事務局で作成し、委員長に確認いただきたい。

(丁)

○事務局 それでは、よろしく願う。